

後期高齢者医療制度の被保険者証の色が「うすいオレンジ色」から『うすい緑色』に変わります

平成29年7月31日の有効期限満了に伴い被保険者証（以下、「保険証」という。）を更新いたします。新しい保険証は『うすい緑色』です。7月上旬頃から順次、簡易書留郵便にて郵送する予定となっております。

今回お届けする『うすい緑色』の保険証は7月1日から使用できます。

それが届くまでは現在お持ちの保険証「うすいオレンジ色」をご使用ください。

（「うすいオレンジ色」の保険証は平成29年8月1日以降使用できません。）

○現在お持ちの保険証「うすいオレンジ色」について
新しい保険証「うすい緑色」がお手元に届き次第、「うすいオレンジ色」の保険証は、下記問い合わせ先にお越しの際にご返却いただくが、ご自分で

細かく判断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分ご注意のうえ、処分してください。

※平成29年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください。（住民税の課税所得が14.5万円以上の被保険者のいる世帯の方は、一部負担金の割合が3割となります。）

例

今まで1割だった方が3割負担に変更となる場合「3割（平成29年7月31日までは1割）」と表示されます。

問い合わせ先

住民環境課 国保年金係 ☎64・1102

平成29年度から国民健康保険税額が変わります 住民環境課国保年金係 ☎64・1102

- 医療課税分の資産割額が引き下げ、所得割額が引き上げとなります。
- 介護分の資産割額が引き下げ、所得割額が引き上げとなります。
- 後期高齢者支援金分の資産割額が引き下げ、所得割額、均等割額、平等割額が引き上げとなります。

区分 (対象者)		医療課税分 (国保に加入する すべての方)		介護課税分 (国保に加入する40歳 以上65歳未満の方)		後期高齢者支援金分 (国保に加入する すべての方)	
		28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度
所得割額	所得に対して	8.9%	9.25%	2.9%	3.55%	2.8%	3.2%
資産割額	固定資産 に対して	50.0%	45.0%	7.0%	0%	8.0%	0%
均等割額	加入者1 人あたり	※ 27,600円		※ 10,000円		7,200円	8,000円
平等割額	1世帯 あたり	※ 28,800円		※ 8,000円		6,600円	7,000円
課税限度額		※ 54万円		※ 16万円		※ 19万円	

○国保は皆さまで助け合う制度です。ご理解ご協力をお願いします。 ※前年と同じです。



国民年金保険料の 申請免除

国民年金保険料は、月額16,490円（平成29年度）です。国民年金制度には、この保険料の納付が困難な方のために、保険料申請免除の仕組みがあります。

保険料申請免除は、前年中（1月～6月は前々年中）の本人・配偶者・世帯主それぞれの所得状況に応じて、全額免除もしくは一部免除（50歳未満は納付猶予も）が承認されます。

申請は、毎年（7月以降に）必要となります。ただし、前年度以前に継続申請で承認されている場合は必要ありません。

国民年金は、未納の状態が続くと、将来の年金受給額が減額されるだけでなく、年金を受ける権利を得られなかったり、万が一の障がいや死亡による給付を受けられなくなったりする恐れがあります。保険料の納付が困難な場合は、年金事務所や役場窓口までご相談ください。

失業特例制度について

免除申請を行う年度、もしくは前年度中にお仕事

を退職した場合、免除判定に使用する退職した方の所得を「0」とする特例が利用できます。その際、雇用保険離職票もしくは受給資格者証の確認が必要となります。

継続申請とは

失業特例を利用せずに全額免除（50歳未満は納付猶予も）が承認される方は、希望すれば翌年度以降の申請を自動で継続することができます。

一部免除が承認される方へ

申請免除の仕組みには、一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）があります。この一部免除は、免除されていない残りの部分を納付しなければ、未納期間という扱いとなりますので、承認後に送付される納付書にて納付するようお願いします。

お問い合わせ

和歌山西年金事務所 国民年金課 ☎073・447・1688
役場住民環境課 国保年金係 ☎64・1102

偶数月の第1水曜日は出張年金相談の日

次回の出張年金相談（要予約）

日時 平成29年8月3日（木） 10時～15時（最終受付は14時）

場所 湯浅町役場1階 多目的室

予約電話番号 ☎073・447・1660（和歌山西年金事務所 お客様相談室）